

ローマ日本人学校運営委員会規則

第一章 名称、所在地、目的

(名称)

第1条 本会は、ローマ日本人学校運営委員会(以下「運営委員会」)と称する。

(所在地)

第2条 運営委員会は、ローマ日本人学校 (Via di Monte Cucco 127, 00148 Roma Italia) 内に置く。

(目的)

第3条 運営委員会は、ローマ日本人学校教育協会(A G I S)学校教育運営理事会の下部組織として、同理事会規則第3条に基づき、ローマ日本人学校の運営を行う。

第二章 委員会の構成・職務、委員の職務、報告義務

(委員会の構成)

第4条 運営委員会は、日本人会理事会が選出する委員(委員長、副委員長(会計委員兼務)、事務長、大使館領事、校長、教頭、児童・生徒保護者会長)をもって構成する。ただし、大使館領事は、オブザーバーとして出席する。

(運営委員会の職務)

第5条 運営委員会は次の事項を行う。

- (1) 学校教育運営の基本方針の策定及び校長が提案する学校の教育内容に関する事項の承認。
- (2) 入学金・授業料等の決定。
- (3) 現地採用職員の任免及び待遇の承認。
- (4) 会則、会計規則、その他学校教育運営に必要な内部規則の審議・承認。
- (5) 財産の管理及び処分の決定。
- (6) 事業計画、事業報告、予算及び決算の審議・承認。
- (7) その他教育運営に関する必要事項。

(委員の職務)

第6条 委員の職務を次のとおり定める。

- (1) 委員長は、本委員会を代表し、総括管理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、会計委員を兼務し、委員長不在の時、その職務を代行する。
- (3) 会計委員は、会計を総括管理する。

(報告義務)

第7条 前条の項目について運営委員会は、日本人会理事会に報告し、必要に応じて承認を得る。

第三章 開催、議決、任期

(開催及び議決)

第8条

- (1) 運営委員会は、原則として毎月第2火曜日を開催する。但し必要がある場合、委員長は、隨時召集できる。
- (2) 運営委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- (3) 議決は、出席委員の過半数の賛成を要する。可否同数の場合は、委員長が決する。
- (4) 運営委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め意見を聴取する。

(委員の任期)

第9条

- (1) 委員の任期は、4月1日より翌年の3月31日までの1年間とし、再任を妨げない。
- (2) 欠員により新たに就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第四章 会計責任、会計年度

(責任)

第10条 運営委員会は、学校運営上の会計について責任を有する。

(会計年度)

第11条 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第五章 監査役

第12条

- (1) 日本人会理事会は、監査役を選任する。
- (2) 監査役は、学校運営並びに会計の監査を行い、日本人会の承認を得る。

第六章 改正

(会則の改正)

第13条 会則の改正は、運営委員会の議決により行い、日本人会理事会の承認を得る。

この会則は、2005年1月1日より施行する。

2022.07.12 第2条 改正

2023.05.09 第4条、第8条 改正

○令和5年度学校運営委員（令和5年4月19日現在）

委員長	城谷 宗彦	(F A O)
副委員長	藤原裕次朗	(ブリヂストン)
オブザーバー	松田 耕二	在イタリア日本国大使館 領事
委員	佐伯 康之	A G I S会長 (ブリジストン)
委員	鈴木 淳也	日本人学校 保護者会長
委員	津瀬 雅之	日本人学校 校長
委員	能代 仁	日本人学校 教頭
委員	笠木 理恵	日本人学校 事務